



# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

## 1 支給対象世帯

### ▶令和3年11月までに総合支援資金の再貸付が終了等している世帯

具体的には、次のいずれかに該当する世帯

- 再貸付を借り終わった世帯、又は11月までに借り終わる世帯
- 再貸付を申請したが不決定となった世帯
- 再貸付のため自立相談支援機関に相談等したものの、支援決定が受けられず再貸付の申請ができなかった世帯

(ただし、職業訓練受講給付金や生活保護を受給している場合は、支給対象となりません。)

### ▶上記の世帯に該当した上で、次のすべてを満たしている場合

- 世帯全員の月額収入の合計額が、次に示す額以下であること。

単身世帯：126,500円、2人世帯：181,000円、3人世帯：227,300円  
4人世帯：269,300円、5人世帯：310,300円、6人世帯：357,000円

- 世帯全員の金融資産が、次に示す額以下であること。

単身世帯：504,000円、2人世帯：780,000円、3人以上世帯：1,000,000円

- 今後の生活の自立に向けて、次のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付が終了した後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 2 支給月額・支給期間

### ▶支給月額

単身世帯：60,000円、2人世帯：80,000円、3人以上世帯：100,000円

### ▶支給期間

3ヶ月間

▶申請の手続やお問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

### 3 申請の手続

## 受給できる可能性がある世帯へ 個別に通知をしています。

#### ▶申請書等の提出が必要です。

同封している申請書等に必要事項を記入し、必要書類を添えて、同封の返信用封筒にて、返送してください。（申請は郵送でのみ受付します）

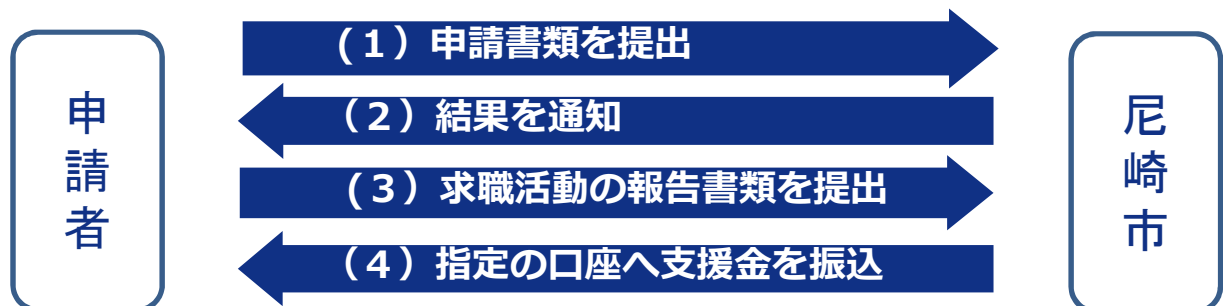
#### ▶提出いただいた申請書類の審査を行い、結果を通知します。

審査の結果、支給を決定する場合は「支給決定通知書」を、支給が認められない場合は「不支給決定通知書」を郵送します。

#### ▶毎月、求職活動を行い報告する必要があります。

支給決定された方は毎月、常用就職に向けた求職活動を行い、その活動を報告していただく必要があります。

※上記報告が無い場合、支給が中止となります。



**※表面を確認のうえ、支給要件を満たしているが個別通知が届かない場合は、下記の生活困窮者自立支援金事務センターにお問い合わせください。**

お問い合わせ

尼崎市新型コロナウイルス感染症  
生活困窮者自立支援金事務センター

TEL:0120-129-219 FAX:06-6423-8633

【受付時間】 平日9:00～17:00



「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに市職員などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、尼崎市消費生活センター（消費生活相談：06-6489-6696）や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。